

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第15回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成18年11月9日（木）午後1時30分から午後2時37分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員）井部俊子，上原敏夫，遠藤哲嗣，白木勇，栃木庄太郎

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐

小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新地域委員の紹介

(2) 分科会長の選出等

(3) 協議

ア 平成19年上半期の裁判官指名候補者に関する情報について

イ 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果通知について

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した金築委員の後任として白木委員が紹介された。

(2) 分科会長の選出等

委員の互選により，白木委員が分科会長に選出された。また，同委員を東京

地域委員会委員長に推すことで分科会としての意見が一致し、後日開催される第2分科会に諮ることとされた。

(3) 協議

ア 平成19年上半期の裁判官指名候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を經由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたことが説明された。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、例年同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「指名諮問委員会」という。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

なお、弁護士から直接情報を提出させることは、現状としては期待薄ではないかとの話があった。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。また、横浜弁護士会から送付された情報の中にも、段階評価による情報を含むものがあることが説明された。

協議の結果、例年同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

なお、本制度の趣旨を改めて理解した上で、個別意見を記載するよう弁護士会でも意思統一する必要があるのではないかとの意見があった。

無記名の情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの無記名による情報は、情報提供者において顕名で提出することに不都合があるとの意思が明確であり、その正確性の検証が困難となることから、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(1) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

イ 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

協議の結果、すべての情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

例年同様、段階評価による情報が提出されたことから、これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会及び横浜弁護士会に対し、段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨、別紙の書式により通知することとされた。

(4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成19年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成19年下半期の再任・判事任命候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり、平成19年3月1日(木)午前10時から、第2中会議室で開催することとされた。

以上

別紙

平成18年 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、前回同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第15回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成18年11月15日（水）午前9時43分から午前10時59分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）城口順二，清家 篤，田中由子，増田暢也

（庶務）太田東京高裁総務課長，中村東京高裁総務課課長補佐

小熊東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

(1) 新地域委員の紹介

(2) 分科会長の選出等

(3) 協議

ア 平成19年上半期の裁判官指名候補者に関する情報について

イ 平成19年4月期の弁護士任官候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果通知について

(4) 今後の予定等

5 議事

(1) 新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した北山委員の後任として田中委員が紹介された。

(2) 分科会長の選出等

先日開催された第1分科会において、白木委員が分科会長に選出されるとともに、同委員を東京地域委員会委員長に推すことで分科会としての意見が一致したとの報告があった。

これに対し、委員長となる者の経歴等が不明なので委員長としての適否の判断ができないのではないかと指摘がなされたが、委員の中から白木委員の人物紹介等もあり、最終的には同委員を委員長に選出することで結論が一致した。

(3) 協議

ア 平成19年上半期の裁判官指名候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を経由した情報について

庶務から、第二東京弁護士会、横浜弁護士会及び長野県弁護士会において取り次いだ情報が送付されたことが説明された。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、例年同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「指名諮問委員会」という。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

なお、ある委員から、弁護士からの情報はどうしても身近な弁護士会に提出される傾向があるため、これにどう対処するかそれぞれ弁護士会内で検討しているところであるとの紹介があった。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。また、横浜弁護士会から送付された情報の中にも、段階評価による情報を含むものがあることが説明された。

協議の結果、例年同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会

に報告せず，記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

なお，報告対象となる情報の具体的な処理方法について委員から質問があり，これに対して庶務から説明があった。結局，これまでと同様の方法により報告することが確認された。

無記名の情報について

庶務から，第二東京弁護士会から送付された情報の中に，情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが紹介された。

協議の結果，これらの無記名による情報は，情報提供者において顕名で提出することに不都合があるとの意思が明確であり，その正確性の検証が困難となることから，指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(1) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ，指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果，すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

なお，ある候補者について更に情報収集すべきではないか，また，所長による評価の適否についても検討すべきではないかとの意見があったが，いずれも見送るのが相当とされた。

イ 弁護士会への結果通知について

例年同様，段階評価による情報が提出されたことから，これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会及び横浜弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，別紙の書式により通知することとされた。

(4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は，平成19年10月期の弁護士任官候補者の任命及び平成19年下半

期の再任・判事任命候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成
19年3月6日（火）午後3時から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上

別紙

平成18年 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、前回同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。